

2020年度 認定NPO法人 やまぼうし 事業計画

共生・共創・共同のまちづくりへの新たなステージへ

～「やまぼうしの次の10年」を展望した事業基盤を創り出そう！～

1. 歴史認識を共有し、法人創設20周年をターニングポイントにする準備を進めます。

2001年に創設された NPO法人やまぼうしは、来年創設20周年を迎えます。

NPOはミッションが命といわれます。やまぼうしのミッションは、「自然と人との共生」と「障がいを持つ人も持たない人も、共に生き、共に働くまちづくり」です。

法人創設までに至る30年間の期間をいれると、通算50年にわたる障害当事者運動とそれに触発され連帯して取り組んできた「福祉と地域社会改革の歴史」のターニングポイントに立っているといえます。

今年度は、20周年誌として、「やまぼうし通信」(No. 1~No. 120)の復刻版を発刊します。これからの10年を展望し、時代を切り拓く事業を継承・発展させる上で、やまぼうしの過去・現在・未来で、何を大切にし、どのような社会を志向していくのかを多くの皆様と共有していくことをこれまで以上に重視していきます。

1970年 当時東洋一の重度・重症児者施設と東京都が自負していた府中療育センターで、在所生有志が施設の医療管理優先体制にハンガーストで告発する闘いを開始しました。この闘いがやまぼうしの原点となっています。1972年には、本人意思を無視した他施設への強制移転に抗議するとともに、『施設での差別的な生活からの脱却』と「地域で当たり前生きる」ことを求めて、都庁前で命がけの座り込みの抗議行動を1年9か月にわたり展開しました。これは、日本ではじめての重度障害当事者による施設改革の闘いとして、行政だけでなく社会に大きな衝撃を与えた運動として評価されています。(その運動の中心にいたのが、重度脳性マヒ者の志野雅子さんでした。志野さんは、その後、日野療護園への移転に応じ、日野療護園自治会長、日野障害者自立生活支援センター理事、おちかわ屋の所長・やまぼうしの初代の副理事長を歴任されました。志野さんと活動を共に荷なった仲間たちの存在抜きにやまぼうしの歴史を語ることはできません。当事者主体のケアマネジメントの改めて検証が必要です。)

1981年に「国連障害者の10年」がスタートし、「障がい者の完全参加と平等」が国際的な政策となりました。東京都も施設政策を転換することになり、「府中問題の解決」の場として1981年に「日野療護園」を開設しました。志野さんも日野療護園に移転し、日野療護園自治会の会長と「脱施設」を目指す「おちかわ屋」の創業支援に奮闘されました。当時は、施設利用者が地域で自然食品の店を開業することは前例のない画期的な取り組みで、制度外の自主事業でした。

1991年に、「おちかわ屋」は地域の小規模作業所に移行するとともに、「ワークショップおちかわ屋」となり、運営主体として「障壁のない地域社会日野を創る会」を立ち上げました。

1995年に私達は、全国初と注目された「市民版日野まちづくりマスタープラン」を多くの市民と共に発刊しました。おちかわ屋グループは、はマスタープランの第2章「人よまちに出でよ～このまちの主人公たち」を共同執筆し、『当事者主体の社会サービスの構築にむけての課題と提案』を第2章で行いました。

提案の4つの柱

I、市民自治型福祉への転換～①高齢者・障害者・子どもを福祉サービスの対象者としてでなく、多様な生活ニーズをもつ生活主体として尊重することを基本とする。②「市民の参加と連帯」の活動は行政に対する補完的な活動としてでなく、行政と市民活動との新たな協働関係をつくること③供給者主導型の福祉サービスから、利用者主体型の社会サービスに転換すること。行政サービスに対する自己選択権・自己決定権が保障すること。できるまちづくりを基本とする。

II まちづくりの一環としての福祉～①高齢期を迎えても、どんなに重い障害を持っていても、安心して暮らせるまちづくりを、福祉的施設整備に限定することなく、自然や人間の豊かさ・やさしさが実感できるまちづくりを基本とする。②住宅・公共交通・教育・就労等の施策がバラバラではなく、一人一人の市民の必要とするトータルな社会的援助が的確に提供できる、縦割り行政の弊害を克服していける行政組織の再編が不可欠。③孤立しがちな市民が多様な人間関係を創り出していける市民活動拠点を地区ごとに整備する。それは、全市的に同一のタイプである必要はなく、それぞれの地区の自然環境や生活条件の特性を生かした個性的な活動空間（市民農園やリサイクルショップ、市民サロン・工房・アトリエ等）であることが期待される。そのための用地確保や活動費助成が行われれば、障がい者作業所の拡充・整備もこうした市民活動の拠点づくりの一環として位置づけることで開かれた活動空間となるはずだ。

III 日常生活圏を基盤にしたサービスエリアの設定

① 障害者施策の展開に当たっては、市内のエリアを設定して進めることが求められる。市内に1か所の大規模総合センターではなく、日常生活圏（小学校区～中学校区）を基盤に、高齢者や障害者さらには子どもや外国人が共に安心して暮らせるサービスエリアを設定し、エリア毎の施策の整備計画を策定することを目標とする。(②③④中略) ⑤エリアは、行政サイドのサービス供給エリアとしてでなく、「住民協議会」(仮称)のような新たな市民活動のネットワークに対応するものとして設定する。

IV 24時間ケアシステムの構築

① 施設施策と在宅施策の一元化は、機械的ではなく、福祉施設(高齢・障害)利用者の閉鎖的な暮らしと在宅で孤立しがちで不安定な暮らしから脱却できる24時間ケアシステムの構築をめざす。
② どんなに重い障害を持って、市外や都外の施設に追いやられることのないような、小規模で多様な居住の場の整備を促すことを基本とする。(③④⑤中略)

具体的提案

- ① 万願寺地区に建設予定の「日野市多摩川苑福祉ゾーン基本計画」は高齢者専用施設としてでなく、障がい者も共同利用可能なように計画を見直す。(②③中略)
- ④在宅や自立生活を送っている高齢者や障害者の介助者の慢性的な介護疲労を極限状態にさせないために、主たる介助者に代わって定期的なケアを引き受ける一時休息ケア(レストケア)制度を実現する。(⑤中略)
- ⑥障害者の作業所や児童館の活動において、高齢者・障害者も含む市民講師の依頼に対し助成し市民が活動を共有できるオープンな活動空間を確保する。
- ⑦歩行者・車椅子・自転車専用道路を整備する。京王線・JR各駅と多摩都市モノレール(建設中)にエスカレーターだけでなく、エレベーターの設置を関係機関に働きかけ、必要な援助を行う。
- ⑩高齢者や障害者・子ども等の人権を確立するために、市民オンブズマン制度などの権利擁護制度を設置する。
※『市民版日野まちづくりマスタープラン』は法人本部にあります。是非ご一読ください。

その後、1998年にNPO法が制定されました。おちかわ屋は法人格を取得することとなりましたが、権利法ではなく、保護法としての性格を有する社会福祉法人化の道を選択せず、「まちづくりNPO法人」の道を選択しました。

2001年に、私達は、マスタープランの提言を市民協働で実現することを主要目的に、「NPO法人 やまぼうし」の創設にふみきました。

その後の20年間の年月をかけて、やまぼうしは自ら提言した施策の実現に向けて、日野市の地域福祉計画策定委員会、障害者計画や社協の住民活動計画作成等の委員会活動を市民のアドボカシー(政策提言)の場として積極的に参加してきました。その結果、多くの課題を日野市の施策として具体化することができました。それと同時に、それらの施策を法人事業で取り組む先駆的開拓的事業を推進してきました。2017年に、日野市よりの「多年にわたり市民の生活と文化の向上に貢献した」として「日野市福祉功労賞」を受賞しました。

又、2017年2月に出版された『共生主義宣言～経済成長なき時代をどう生きるか』(西川潤、マルク・アンベール 編 コモンズ)の第4章『共生社会への壁をどう克服するか?』で、筆者の西川早稲田教授は、1、津久井やまゆり園での障害者殺人と格差の時代 2、内なる偏見がもたらす社会的損失と相

模原事件の教訓 3、ポスト経済成長期を拓く2つの地域ケアに論及されています。

西川教授は、2つの地域ケアとして、全国的にも先進的な取り組みとしての評価が定着している北海道浦河町の「べてるの家」と私達「やまぼうし」の取り組みを紹介されています。「べてるの家」は浦河赤十字病院の精神科を退院した回復者たちが、地元教会を拠点として、1984年に創業された「生活の共同体」であり、「仕事の共同体」であり、「ケアの共同体」であると評価され、グループホーム、生活サポート事業、日高昆布の加工・通販、書籍の出版、ショップの経営で、年間3億円以上の事業収入を上げています。さらに、「与えられる福祉を排す」を基本に当事者活動が盛んで、「べてるのしあわせ研究所」で独自のリハビリを推進されています。西川教授は、やまぼうしについては、『重度障害者施設の改革運動』から小規模作業所・有機農産物の八百屋を通じ相互支援・地域ネット運動に取り組み、「障壁のない地域社会日野を創る会」が「日野まちづくりマスタープランを創る会」の誕生の原動力になったことに注目されています。そして、やまぼうしは、「自然と人との共生」「市民の参加と自治」「障がいのある人もない人も共に生きる自立のまちづくり」を目指した活動であるとし、やまぼうしの事業展開の概要と年商4.7億円規模で、行政・地域社会との連携を通じて事業を発展させ、特別な福祉団体としてよりも、郊外型地域社会を活性化させる市民団体の一つとみなされている」と評価されています。

西川教授はこの章を、『共生社会の実現については、世界でも日本でもまだまだ大きな壁がある。この壁は、戦争と国家主義と経済成長信仰と結びついている。私達の多くにとって、それは依然として高い壁である。しかし、それは決して乗り越えられない壁ではない。グローバル化の進展と高齢化の進行ともに拡大する格差、貧困を背景に、障がいの自立と人権を地域社会の場で実現しようとする地域福祉、地域の自治、地域経済の振興、市民参加の運動を乗り越えられるものである。』『高度成長期に「弱者」とされた人たちが、スローライフを通じて当事者主権を回復する中で、偏見と差別の壁を乗り越え、豊かな生活を取り戻している。』と結ばれています。最後の「取り戻している」との評価は、「取り戻そうと努めている」とされのが正しい。やまぼうしの次の10年の課題・目票として、受け止めたい。

法人の20周年誌の編纂作業を通じて、やまぼうしの原点の再確認と法人創設までの前史の歩みと法人化後の事業展開の軌跡を明らかにしていくことが求められています。課題は、何が出来、未達成の課題は何かを改めて検証し、次の10年の事業目標を精査していくことです。

2. 法人事業を持続可能な事業体制とするために、法人経営規模の適性化と事業執行体制の整備を進める「新3か年事業計画」(2020年～2023年)を策定します。

《新3か年事業計画の策定指針》

① 法人の新たな事業執行体制の再構築をさらに進めます。

- ア、 法人事業の小規模分散型の事業展開のメリット・デメリットを分析する。事業所の多様性を大切しつつ、必要な事業所間の連携強化策を具体化する。そのために、各事業ブロック毎に具体策を精査し、実施可能なことから取り組む実施プランを策定していく。さらに、その作業を担う、法人のリーダー層の明確化・職務権限の付与・人事考課について早急に整理する。
- イ、 法人内の事業連携を困難にしている要因として、人事交流の停滞が考えられる。人事の定期異動ルールを定め、無理のない範囲で順次実施していく。また、24時間ケアの体制強化に向けて、日中支援と夜間支援の相互理解と緊密化のための交流勤務や兼務体制の導入についても検討していく。
- ウ、 法人の経営収支の改善を着実に進めるために、各事業部門の収支改善の進捗状況を4半期毎に点検し、問題点と改善策を各事業所で共有していく。
- エ、 単年度収支の改善を図るとともに、新たな短期借入金を原則しない資金繰りと長期借入金の償還を進める。

② 法人の独自事業の事業分野の絞り込みと関連法人等との事業連携の強化に取り組みます。

- ア、 法人の独自事業分野として、昨年度絞り込んだ事業所をベースに、経営環境や事業所の収支改善の見込みも考慮し、事業分野の必要な再編を段階的に実施していくこととします。
- イ、 新たな社会的ニーズが多様化し、増大していく中で、やまぼうしへの事業参入への要請が相次いできましたが、事業型NPO法人の特性と限界を見極め、原則としてこれ以上の事業規模の拡大は行わない

ことを基本とします。新たな事業は必要最小限にとどめ、既存事業の見直しの枠内で対処することとします。

ウ、新規事業課題への対応には、地元日野市の『SDG s の未来都市計画』での関連団体や企業とのコラボで行います。(日野商工会や青年会議所、NPO 法人ひの市民活動団体連絡会等との「空き店舗活用事業」や「フードバンク事業」への協力、地場野菜等の販売協力事業等)

エ、この間、障害者への就労機会の創出にむけて法人内の就労A型事業所の開設と維持に全力投球してきました。しかし、NPO法人の枠内で飲食業の分野での、障害者雇用を維持することは困難をきわめました。全国的にも成功例となるモデル的事業はごく限られています。それも食材製造部門に限られています。今後は、新たに制度化される「ソーシャルファーム」や「労働者協同組合」との連携で、「企業就労」と「福祉就労」に加えて「第三の就労の道」を開拓していくことを基本に、協力関係づくりを進めていくことにします。そのことで、法人の就労B型事業所からの就労可能性を地道に追及していきます。

具体的には、「ソーシャルファーム ミレットロード」と「社会連帯T o k y o」を軸に対応していきます。

オ、東京都の「ソーシャルファーム条例制定」「ソーシャルファーム認証基準」(案)と国の「労働者協同組合法の制定」の動向に注目し、関連法人との重層的な事業連携の拡大につないでいきます。

3、「新型コロナ禍の長期化への対応」「食品衛生法の改正への対応」「迫りくる大規模災害発生への対応」を重点課題に対応を強化します。

①新型コロナ禍の長期化が予測されています。やまぼうしは、公共施設でのカフェ事業を就労支援事業の基盤としていて、第1波の時と同様にカフェ部門の営業休止が再発する恐れがあります。

今後、カフェが閉店しても、支援事業が継続できるように、支援プログラムを見直していきます。

ア、食材加工作業の比重を高め、接客サービスがなくとも、注文販売できる作業体制を事業所間で分業する体制を検討する。

イ、各事業所での「文化・スポーツプログラム」の実施を必須化し、事業所間の相互交流も含めて魅力あるプログラムの平時からの導入を試みる。

ウ、新型コロナの感染防止のために、事業所毎の具体的な「3密解消」策を早急に実施します。

②2020年6月から「食品衛生法」が改正されました。1年間の猶予期間がついていますが、従来から各段に厳しい食品関係事業所の食中毒防止を中心とした「品質管理」が求められます。

ア、法人として、学習会を早急に開催します。

イ、「真空パック」利用の調理法や販売方法を具体化するとともに、事業所間の分業と協業によるメニューの多様化等を検討していきます。

③首都直下型地震などの大規模災害がいつ起きても不思議でない状況にあります。従来の避難所利用方式では到底対応できないことは、明白です。

ア、様々な大規模災害にの即応できる、対応マニュアルの作成を進めます。

イ、法人単独では対応困難な事態に備えて、平時からの『広域避難体制』の検討も視野に、関係団体・法人との協力・協働関係を強化していきます。

ウ、非常時には、現場と当事者・家族との理解と協力が不可欠です。法人理事会に、現場と当事者・家族からも理事として参加していただくことを促進していきます。

以上。